

番号	内容	関係条項
34	技術基準の強化又は緩和について	法第 33 条第 3 項

地域特性に応じたまちづくりを促進する観点から、市町村は条例を制定することにより、開発許可の技術基準を強化又は緩和することができます（都市計画法第 33 条第 3 項）。

本県では、下表に掲げる市町村が公園等の設置に関する基準を緩和する条例を制定しています。

【条例により技術基準を緩和した県内の自治体（令和 8 年 3 月現在）】

市町村名	緩和の内容	条例最終改正期日
大牟田市	【公園等の設置に関する基準の緩和】 開発区域の面積の最低限度について、 0.3ha から 1.0ha に緩和 （政令第 25 条第 6 号、省令第 29 条の 2 第 2 項第 3 号イ）	R4.12.26
直方市		R4.9.29
飯塚市		R3.12.17
田川市		R6.7.4
宗像市		R2.3.30
福津市		R3.4.1
みやま市		H31.3.22
桂川町		R6.12.17

なお、都市計画法及び同法施行令では、次の事項について技術基準の強化又は緩和することができる旨を定めています。

（１）技術基準の強化の内容（都市計画法施行令第 29 条の 2 第 1 項）

- ①道路に関する基準
- ②公園等の設置に関する基準
- ③排水施設に関する基準
- ④公共施設、公益的施設及び予定建築物等の用途の配分に関する基準
- ⑤崖崩れ又は土砂の流出の防止に関する基準
- ⑥樹木の保存、表土の保全等に関する基準
- ⑦緩衝帯に関する基準

（２）技術基準の緩和の内容（都市計画法施行令第 29 条の 2 第 2 項）

- ①道路に関する基準
- ②公園等の設置に関する基準